

平成23年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成23年7月28日(木) 午後3時~

2 会 場 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 木村 由美子 委員 | 荒川 恒男 委員 | 藤井 弘一 委員 |
| 山口 ゆりえ 委員 | 鹿野 順子 委員 | 吉田 利夫 委員 |
| 相場 カツ子 委員 | | |

保険医・保険薬剤師代表

| | | |
|----------|----------|---------|
| 稲野 秀孝 委員 | 吉田 良二 委員 | 小林 豊 委員 |
| 菊地 善郎 委員 | 廣田 孝之 委員 | |

公益代表

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 斉藤 さちこ 委員 | 福田 智恵 委員 | 角田 和之 委員 |
| 中山 勝二 委員 | 岡地 和男 委員 | 鈴木 逸朗 委員 |
| 山口 裕 委員 | | |

被用者保険代表

| | |
|----------|---------|
| 手塚 寛文 委員 | 直井 茂 委員 |
|----------|---------|

(以上21名)

4 欠席委員

保険医・保険薬剤師代表

| | |
|----------|----------|
| 齋藤 公司 委員 | 菊池 進一 委員 |
|----------|----------|

被用者保険代表

野中 貞明 委員

(以上3名)

5 出席職員

保健福祉部長 手塚 英和 保健福祉部次長 川中子 武保

保健福祉総務課総務担当主幹 横山 恭久

保険年金課長 水沼 行博 保険年金課長補佐 本澤 利明

管理グループ係長 野沢 努 国保給付グループ係長 佐藤 雅俊

国保税グループ係長 鈴木 信晴 収納グループ係長 阿部 宏之

滞納整理グループ係長 中村 正基 管理グループ総括主査 吉井 貴久

国保給付グループ総括主査 高橋 聡 国保税グループ総括主査 高橋 英之

収納グループ総括主査 古川 信也 滞納整理グループ総括主査 佐野 直子

6 会議録署名人 木村 由美子 委員 稲野 秀孝 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 議案第1号

- ・ 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

(2) 報告事項

- ・ 報告第1号 平成22年度 国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について
- ・ 報告第2号 平成23年度 国民健康保険税の賦課状況について

(3) 市長からの諮問について

(開会 午後3時)

【事務局】 それでは皆様お揃いになりましたので、ただ今から平成23年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

今回、委員の改選がありましたので、ここで少しお時間をいただきまして国民健康保険運営協議会について、簡単に御説明させていただきます。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置された、市長の諮問機関であります。市長からの諮問に対する答申や、国民健康保険の運営について市長に意見を提出することが主な役割であります。

本日は、議事にありますように、市長からの諮問がございます。進行の都合上、午後4時10分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様の任期は2年間で、今回は平成23年7月1日から平成25年6月30日までとなっております。委員の皆様には、今後2年間ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様を御紹介申し上げます。

まず、「被保険者を代表する委員」7名の方を御紹介申し上げます。本日お配りした会議次第をお開きください。

（委員名簿に基づき紹介）

次に、「保険医・保険薬剤師を代表する委員」7名の方を御紹介申し上げます。

（委員名簿に基づき紹介）

続きまして、「公益を代表する委員」7名の方を御紹介申し上げます。

（委員名簿に基づき紹介）

最後に、「被用者保険等保険者を代表する委員」3名の方を御紹介申し上げます。

（委員名簿に基づき紹介）

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

次のページをお開きください。お手元に座席表が配られておりますが、事務局については座席表のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、改選後初めての会合であり、会長が選出されておられませんので、宇都宮市

国民健康保険規則第4条の規定により、年長者を仮議長として選出し、会議の進行をお願いすることになります。年長者は鈴木委員でございますので、議長席にお移りいただき会議の進行をお願いいたします。

【仮議長】 鈴木でございます。会長選出までの間、私が議長を務めさせていただきますので、どうぞ御協力の程お願い申し上げます。

それでは、定足数について事務局から報告を願います。

【事務局】 報告いたします。本協議会の定足数は、24名ですが、本日出席されております委員は21名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告いたします。

【仮議長】 次に、「議案第1号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」であります。まず、会長の選出を行います。

選出方法について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 お手元の資料の1ページを御覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、会長は「公益を代表する委員の中から選出する」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条の規定により無記名投票とされておりますが、委員の皆様が異議がないときは「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出することではいかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【仮議長】 御異議がないようですので、指名推薦とさせていただきます。

どなたか推薦をお願いいたします。

【委員】 会長には、議員を9期務め、市議会議長、各種委員長を歴任しました「中山委員」がこれから重要になってくる国保財政のかじとり役として、ふさわしいと思われまますので推薦いたします。

【仮議長】 ただ今、岡地委員から「中山委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【仮議長】 御異議ございませんので、本協議会の会長は「中山委員」に決定いたします。

皆様方の御協力によりまして、新しい会長が決定いたしましたので、これからの進行につきましては、会長をお願いいたします。

御協力ありがとうございました。

【事務局】 鈴木委員ありがとうございました。

それでは、ただ今会長に選出されました中山委員におかれましては、会長席にお移りいただき御挨拶をお願いいたします。

【会長】 皆様こんにちは。ただ今御推薦いただきまして、会長職を務めさせていただきます中山でございます。本日、皆様方にはお忙しい中御出席いただき感謝申し上げます。

御承知のように、昨今は大変世の中も変わりましたし、あるいは経済状況も変わり、国民健康保険の運営が大変難しい時期に入っているように思います。そういう中で、岡地委員の推薦をいただき皆様の同意をいただきました。これから大変な時代を迎えるわけですから、皆様方の今まで以上の御支援と御協力をいただきながら、この国保運営がうまくいくように進めてまいりたいと思います。そのためには、皆様のお力添えが是非とも必要でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。就任に当たりましての御挨拶に代えたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定に基づきまして、これからの進行につ

きましては、中山会長にお願いいたします。

【会 長】 それでは早速ですが、会長職務代理者の選出を行います。

選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 会長職務代理者につきましては、会長の選出同様「公益を代表する委員の中から選出する」こととなっております。

また、選出方法につきましても、会長の選出と同様、宇都宮市国民健康保険規則第15条の規定により無記名投票とされておりますが、委員の皆様には異議がないときは、「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。従来、この指名推薦の方法で会長職務代理者の選出を行ってきたところであります。

【会 長】 ただ今、事務局から説明ありました会長職務代理者の選出につきまして、従来、指名推薦の方法により選出を行ってきたので、指名推薦により会長職務代理者を選出することではいかがでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 御異議ございませんので、指名推薦により選出することといたします。

どなたか推薦をお願いいたします。

【委 員】 宇都宮市全体の社会福祉を見て、一番大きな団体である宇都宮市社会福祉協議会の事務局長の岡地委員を推薦したいと思います。

【会 長】 ただ今、小林委員から「岡地委員」との推薦がありましたが、いかがでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 御異議ございませんので、「岡地委員」に決定いたします。

次に、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長の外2名を議長が会議に諮って定めることとなっておりますので、「木村由美子委員」と「稲野秀孝委員」をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】（「異議なし」の声）

【会長】 御異議ございませんので、「木村由美子委員」と「稲野秀孝委員」にお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進めてまいります。

「報告第1号 平成22年度 国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】（資料に基づき説明）

【会長】 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【委員】 今回の説明を受けて、平成22年度に策定された「国保経営改革プラン」がこれからどのように進捗していくのか、決算見込みの数字と合わせて「国保経営改革プラン」との関係について御意見をいただきたいと思えます。

あわせて、「国保経営改革プラン」に基づく「財政安定化支援事業」の任意分の一般会計からの繰入について、内訳も含めてお聞かせください。

また、特定健診や保健指導については、「国保経営改革プラン」の中で平成22年度には、特定健診受診率を50%、特定保健指導の実施率を35%に目標を掲げているが、事業の状況についてお聞かせください。

最後に、歳出の健康指導費として医療費通知送付で3,357万円余が支出されていますが、私も何回かいただいておりますが無駄な支出に思えます。これをやる必要があるのか常々考えておりますが、何を目的に行われているのかお聞かせください。

【事務局】 まず、「国保経営改革プラン」におけるその後の進捗状況等についてでございますが、国民健康保険財政が厳しいことから「国保経営改革プラン」をこちらの運営協議会に諮りながら、策定をしたところでございます。プランの大きな目的といたしましては、財政の健全化、収納率の向上が一義的にございます。その他、保険者と被保険者とのリレーションシッ

ブ、いわゆる信頼関係の構築が大きな課題となっております。

保険財政の収納率の向上につきましては、現年度については0.38%上昇しておりますが、過年度につきましては十分な結果が得られておりません。しかし、3月11日の東日本大震災前まで現年度については、前年度を2.00%上回る収納率でありました。3月11日以降につきましては、職員が震災対応等を行い、催告もできない状況でかなり厳しい数字となりました。

また、「国保経営改革プラン」の中のリレーションシップについては、いかに保険者と被保険者がうまく信頼関係を結ぶかということで昨年スタートし、ようやく軌道に乗ってきており今年度公募により、国保サポーターを募集しています。今後、サポーターの方に特定健診を受診してもらい、これについてレポートしたものを国保だよりに載せ、特定健診の有効性を皆さんに伝えるような手法をとっていきたいと考えております。

2点目の一般会計の任意の繰入につきましては、22年度の決算でございますけれども、いわゆる納めたくても納められないような厳しい方につきましてはの繰入として約3億円が入っております。その他、法定分として、職員の給与費、一般事務費がかなり大きい額で8億円程度入っております。

特定健診につきましては、国の指導により特定健診が50%、保健指導が35%という目標を出しております。現状としては厳しく、実際といたしましては目標値を下回っております。しかしながら、事業といたしましては、職員がアイデアを出し合って、特定健診への魅力付けとして受診した方へ記念品を贈呈するなどして、受診者の増加を図っているところであります。記念品については抽選であり、応募者のうち約6割が前年度は未受診でしたが今年度は受診した方で受診率向上への一定の効果がみられたと思っております。

医療費通知につきましては、被保険者の方が医療費に関する認識を高めいただくことを第一の目的に行っております。通知の内容としましては、3割、2割もしくは1割という自己負担割合に応じて金額が記載される訳ですが、総医療費として医療費通知を出しておりま

す。こういった形で、全体としてこれだけの医療費がかかっているということを認識していただきまして、この厳しい財政の中で国保を運営していくために御理解と御協力いただくために通知を出しております。

【委員】 一般会計からの任意の繰入の新たな基準による繰入について、予算では約9億4,000万円位組んでいたと思いますが、新たな繰入は特定健診・保健指導の国庫補助対象外分と失業者等の保険税の減免分、資格証世帯の子どもへの短期証交付による医療費波及増分、無所得者の支援分があると思いますが、この内訳について教えていただけますか。

また、医療費通知の送付について、医療費の全体額を知るためには通知をもらわないとわからないですが、周知の仕方は、このような通知でなくてもいいのかなと思います。通知を出したことによって、不正請求の発見があるのでしょうか。

【事務局】 22年度の新たな基準の繰入について、特定健診・保健指導の国庫補助対象外分につきまして、1,400万円余、失業者等の保険税の減免分といたしまして1億2,900万円余、資格証世帯の子どもへの短期証交付による医療費波及増分が、3,100万円余となっております。所得のない方が特に滞納になるケースが多い訳ですが、それに対しての繰入が1億2,900万円余となっております。

また、医療費通知の効果としまして、請求の錯誤を発見できた事例が何件かございます。

【委員】 健康指導費についてはほかに何か良い方法で、被保険者の健康を守るために活かされればと思います。

また、新たな基準による繰入について、予算との関係で大きな乖離があると思いますが、この原因を教えてくださいたいと思います。

【事務局】 非常に財政状況が厳しく、一般会計につきましても、基金を取崩して運営している状況にあります。その中で、一般会計から国保特会への支援をしていただいている訳ですので、決算におきまして調整があり、その結果、予算額よりは少なくなっているのが実態でございます。

【委員】 決算状況を見させていただいて、収納率向上にポイントを置いて質問したいと思いますが、収納対策の効果が現れてこのような決算が出ていると思っています。引き続き次年度においても状況を見させていただきたいと思います。とはいえ、収納率の悪さは、国民健康保険税に限らず市税全般に言えることであり、その他、使用料とか市営住宅の家賃や給食費が、色々なところで問題がクローズアップされてきており、これは宇都宮市だけでなく全国的に同じような傾向だと思われます。そういう中で、払えるのに払わない方、いわゆる悪質滞納者に対して収納対策班が一生懸命頑張ったことでこのような結果になったと思います。ただ、真面目に働いて納付した市民の皆さんの保険税が、不真面目で納めない人の肩代わりをしていることが現状だろうと思われませんが、これについてはどのように考えていらっしゃいますか。

【事務局】 悪質滞納者につきましては、度重なる電話や文書催告を行い、それでも納付しない者については訪問指導し、本人の実態調査を行っております。その結果、悪質だと認められる者につきましては、厳しい滞納処分を実施しており、平成22年度には170件の差押を行いました。今後も悪質と認められる者については、厳しい対応をしたいと考えております。

【委員】 悪質滞納者が差押されているのが170件ということですが、数年前は1桁、2桁の差押の状況だったと思います。私が、平成11年に本会議で質問した時には60件台であったと記憶していますが、それほど差押することになれば、払いたくないけれども払う、やむなく払うという状況だろうと思います。私自身久しぶりに協議会の委員になりましたのでお聞きしますが、悪質滞納者の割合とか、収納率、滞納額、差押件数、不納欠損等の過去10年間程度の推移はとりまとめていらっしゃるとは思いますがいかがでしょう。

【事務局】 10年間のデータにつきましては、今日は手元にございせん。

不納欠損につきましては、払いたくても払えない方に対して厳しく調査し、やむなく落としているところがございます。

【委員】 次の会議で、過去10年間程度の推移のグラフをいただき、共通認識を図りたいと

思います。

不納欠損については、市税等も同じですが滞納者の実態を把握し、慎重に取扱いいただきたいと思います。

最後に、これは議会でも発言しましたが片山元総務大臣が「国保と共済を一元化すると財政が一挙に安定する。」と発言されましたが、これについてどのように受けとめていらっしゃいますか。国保の実態については、相当以前から問題提起をされているのですが、地方をあげて、国をあげて喚起していくべきであり、きわまった問題として片山元総務大臣の言葉は重みを増してきたのかなと思います。一中核市として、これらの問題についてどのように考えていますか。

【事務局】 国保や健保など色々な保険制度が並存しており、構造そのものが違う部分がある中で、今後、一本化することによって、全体の財政あるいは市民負担、国民負担が平準化するのではないかと考えます。そういった趣旨を踏まえての総務大臣の発言であると思っております。

現在、国におきましては、社会保障・税の一体改革といたしまして、国民健康保険を含めた皆保険制度のあり方がどうなのか、それに伴う国民全体あるいは国、地方自治体の負担のあり方をどうすべきかの検討が進められている段階であります。その中であって、中核市宇都宮市としましても国民健康保険財政あるいは制度そのものの改善に向けた、国の検討の推進を訴えているところであり、今後とも、宇都宮市も含めた自治体全体、国、実際に保険を利用されている国民の適正な負担のあり方について様々な議論を巻き起こしていただいて、公平な負担が図られるような制度として議論が進められていくことを期待しているところでございます。

【会 長】 ほかにございませんか。

御意見、御質問がございませんので、次に、「報告第2号 平成23年度 国民健康保険税の賦課状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】（資料に基づき説明）

【会 長】 会議の途中ではございますが、当運営協議会に対しまして市長から諮問がござい
ますが、本日は市長代理として副市長がいらっしゃいましたので、一旦、会議を中断いたした
いと思います。副市長よろしくお願いたします。

【副市長】 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会長 中山勝二様

「国民健康保険税の税率の見直し等について（諮問）」

標記について、宇都宮市国民健康保険規則第1条の規定に基づき、下記のとおり諮問しま
す。

記

国民健康保険の財政状況は、昨今の経済情勢などにより歳入の根幹をなす国民健康保険税
収入の低調が続いている一方、歳出においては、医療費が年々増大しており、厳しい状況に
あります。

このようなことから、今後、国民健康保険の安定的な事業運営を図るため、国民健康保険
税の税率の見直しなどを含めた財政の健全化策について、貴協議会の意見を求めます。

【会 長】 それでは、副市長からの御挨拶をいただきたいと思ひます。

【副市長】 貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ございません。本来ならば市長自ら参っ
て諮問するところではありますが、公務の都合により出席できませんので、代わりまして一言
御挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、国民健康保険運営協議会に出席いただきましてありがとう
ございます。ただ今、諮問の際に読み上げたとおりでございますが、国民健康保険を取り巻
く環境は、高齢化の進行、医療技術の高度化等により、医療費が年々増加しており、その財
源の確保等が課題となっていることは御案内のとおりであります。本市といたしましても、
国民健康保険を健全かつ安定的に運営していくためには、税率の見直しを含めた財政の健全
化策等について皆様の御意見を求めながら、更に運営がスムーズに進んでいきますようお力

添えを賜りたく諮問させていただいたところであります。国民皆保険の趣旨にのっとりまして、今後ともきたんのない御意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 ありがとうございます。副市長には、ここで、御退席いただきます。

【会 長】 ただ今、市長から諮問を受けましたので、事務局から諮問書の写しをお配りします。

【会 長】 御発言がございましたよろしくお願いいたします。

【委 員】 市長から諮問があった中に税率の見直し等がうたわれていますが、課税限度額については上昇してきており、本市の運営協議会においても紆余曲折して審議されたかと思えます。去る1月には佐野市で課税限度額の引き上げについて諮問を受けて、協議会はこれを通さず、予算が組めなかったという全国で初めてのニュースがありました。市民からすれば上げない方が良いに決まっていますし、これは宇都宮市だけの問題ではありません。いろいろな解釈があると思いますが、国をあげてこういったことを対処するような状況にあるということ意見を意見として出させていただきます。

【会 長】 事務局の皆様も十分に状況等を判断して、これから進んでいただければよろしくお願いいたします。

そのほか、皆様から何かございますか。

御意見、御質問がございませんので、次に「その他」に移ります。

委員の皆様何かございますか。ないようですので、事務局から東日本大震災関連のことについて、説明があるようですのでお願いします。

【事務局】 それでは、「東日本大震災で被災した国民健康保険被保険者への対応について」御説明いたします。

(資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】 免除対象となっていますが、一旦支払ってしまった場合には還付を行っていらっしゃいますか。

【事務局】 4月1日から免除証明書を交付しており、それ以前に自己負担をされている方がいらっしゃいます。その方々につきましては還付をさせていただいています。一部負担金のお支払いがあった方については、免除申請書をお送りして還付の手続きを進めているところでございます。

【会長】 そのほか、質問等ございますか。

ないようですので事務局からほかに何かございますか。

【事務局】 本日、皆様に冊子を2冊程お配りしてございます。小さい方の「国保のことば」は国保の用語解説がQ & Aで掲載されております。もう一つの「栃木の国保」は県内の国保の状況等が掲載されており、どちらも今後参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、平成23年度国民健康保険運営協議会の今後の日程でございますが、ただ今お配りした資料を御覧ください。次回第2回の会議は、8月11日、木曜日、午後3時から、議会棟3階の第2委員会室にて開催を予定しております。また、第3回の会議につきまして、8月25日、木曜日、午後3時から、市役所14階の大会議室で開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、4回目以降の日程につきましては、まだ決定しておりませんので、決定しだい皆様に御連絡差上げますのでよろしくお願いいたします。

なお、第2回及び第3回の出席につきましては8月3日、水曜日までに、お配りさせていただいた用紙もしくはお電話にて御報告いただきますようお願いいたします。

【会長】 ほかに何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして第1回目の会議を終了させていただきます。

長時間にわたり、皆様御協力ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時30分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 中山 勝二

委 員 木村由美子

委 員 箱野 秀孝